

# 第3種旅行業の業務範囲の拡大と実務課題

ふくおか たかし  
福岡 卓 近畿日本ツーリスト株式会社

This May (2007), the 3rd Category Travel Agents have received permission to extend business. In this study, I have clarified problems in regards to whole sale package tours and tried to make direction of the planning and selling them in order to develop commercialization procedure of a community-based package tour as the business.

Even if resources for tourism are known well, the travel planning cannot be done. The travel agents should examine the procedure of a community-based package tour planning and sales by not only the aspect of resources for tourism but also the sales aspect to the travelers how to buy it. And also it is also necessary to share the idea that the attribute of resources for tourism is recognized as a meta data and the layer structure of information.

## 1. はじめに

本年(2007)5月、第3種旅行業の業務範囲を拡大させる制度改正が施行された。国土交通省は、2006年5月の「地域観光マーケティング促進マニュアル」の中で、「観光を通じた地域活性化は、地域の取り組みの成果として、その地域を訪れる旅行者が増加することによってはじめて実現されるものであり、地域の様々な取り組みをいかに旅行者の行動につなげるかが重要」としている。そこには、地域観光のマーケティングの手順を5つのステップにわけた具体的な説明がなされている。その成果を現実的な旅行商品として創造できるように今回制度改正されたわけであるが、地域の観光魅力・素材の理解や旅行者層のニーズの理解だけでは旅行商品を創造できることにはならない。

今回の制度改正を旅行商品造成の視点で課題を整理したうえで、旅行商品の創造、商品造成の方向性を検討し、ビジネスとしての地域密着型の旅行商品造成へとつなげていくため、課題の整理と今後の方向性を検討した。

## 2. 制度改正の目的

今回の制度改正の背景や目的は、国土交

通省総合政策局観光事業課(2007)によれば、旅行者のニーズの変化による旅行形態の変化への対応として、以下があげられている。

- ・通過型・団体型から体験型・交流型・個人型へ
- ・時間やお金を贅沢に消費する価値志向の旅行者層の出現
- ・地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行商品の創出への取り組み強化
- ・地元の観光魅力を熟知した中小の観光関係者が主体となった創意工夫に満ちた旅行商品の創出を促す

## 3. 旅行業の整理

報酬を得て旅行業務を取り扱うことを事業とする場合、旅行業の登録が必要となるが、はじめに旅行業の登録制度を整理しておきたい。

登録の種別は、取り扱う業務の内容によって、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業のいずれかの登録が必要となる(旅行業法第4条・旅行業法施行規則第1条の2)。(社)日本旅行業協会ホームページの旅行業の登録申請を説明したページにより、ここで一度整理しておく。

### ・第1種旅行業

海外・国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行う。

### ・第2種旅行業

国内の募集型企画旅行の企画・実施、海外・国内の受注型企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行う。

### ・第3種旅行業

国内・海外の受注型企画旅行の企画・実施、国内・海外旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行う。

また、実施する区域を限定(出発地、目的地、宿泊地および帰着地が営業所の存する市町村、それに隣接する市町村、および、国土交通大臣の定める区域内に収まっていること)し、かつ、旅行代金の支払い時期を制限(申込金(旅行代金の20%以内)を除き、旅行開始日より前に受け取ることができません)のうえで、国内の募集型企画旅行の企画・実施することができる。

今回の制度改正は、この第3種旅行業の業務内容である(下線部分)、『実施する区域を限定』と『旅行代金の支払い時期を制限』という大きな2つの条件により、『国

